

制度のご案内（特別医療費受給者のみなさまへ（小児））

特別医療費受給資格証を鳥取県内の医療機関の窓口で提示すると、医療費の助成が受けられます。受診の際は、必ず、マイナ保険証、資格確認書または有効な健康保険証と一緒に提示してください。

令和6年（2024年）4月
から無償化されました

通院・入院ともに無料（調剤薬局も無料）

【学校や保育園等でケガをした場合】

学校や保育園等でケガをした場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。

この給付制度の対象となる場合は、特別医療費受給資格証は使わず、保険診療の一部負担金（医療費の3割または2割）を支払ってください。支払われた一部負担金については、後日、センターから給付金として支給されます。（あわせて見舞金も支給されます。）

手続き（申請）が必要な場合

●県外での受診や受給資格証を出し忘れたとき

受診月の翌月以降に、下の枠内のものを持って、下記の問い合わせ先で手続きしてください。

●補装具（小児用のメガネ等）を作られたとき

- ① 加入している健康保険の保険者から、保険給付分の支給を受けてください。
- ② 支給を受けた後に、下の枠内のものを持って、下記の問い合わせ先で手続きしてください。
（※境港市の国民健康保険の人は、手続き時に保険給付分の申請もあわせて行います。）

○手続きに必要なもの

- ・領収書（原本）
- ・特別医療費受給資格証
- ・振込口座（本人または保護者名義）が分かるもの

○補装具（小児用のメガネ等）の場合は、下記のものも必要

- ・医師の指示書
- ・健康保険の給付決定通知書（境港市の国民健康保険に加入している人は不要）

注意事項

- ①更新・再交付等、新しい受給資格証を受け取られた際は、必ず医療機関に提示してください。
- ②保険の資格情報・住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。
（他市のマル学に該当する場合等、受給資格が喪失になることがあります。）
- ③入院の際、限度額適用認定証等の交付を受けている場合は、医療機関に提示してください。

《問い合わせ先》

境港市役所市民課保険年金係（本庁舎1階⑤番の窓口）

電話：0859-47-1035